

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>～ [略]</p> <p>— <u>家庭廃棄物等 区長が収集する家庭廃棄物、第43条第2項の規定により区長が処理する事業系一般廃棄物及び第59条において準用する第43条第2項の規定により区長が処理する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物をいう。</u></p> <p>— <u>資源・ごみ集積所 家庭廃棄物等を排出すべき場所として区長が定める場所をいう。</u></p> <p>(資源・ごみ集積所の設置等)</p> <p><u>第43条の2 家庭廃棄物等を排出する者のうち、資源・ごみ集積所の設置を希望する者を代表する者から、資源・ごみ集積所の設置場所について申出があった場合は、区長は、その内容を審査し、申出が区長が別に定める要件を満たしているときは、当該場所に規則で定める標識又は標示を設置するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定により標識又は標示が設置された場所は、当該標識又は標示の設置をもって資源・ごみ集積所と定められたものとする。</u></p> <p><u>3 区長は、資源・ごみ集積所に家庭廃棄物等を排出する者を代表する者から、当該資源・ごみ集積所の場所の変更若しくは廃止について申出があった場合又は特に必要があると認める場合は、当該資源・ごみ集積所の場所を変更し、又は当該資源・ごみ集積所を廃止することができる。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、区長は、同項の標識又は標示の設置場所を変更し、又は同項の標識又は標示を撤去するものとする。</u></p> <p><u>5 区長は、資源・ごみ集積所の位置を記し</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>～ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

た地図をすみだ清掃事務所に備え、閲覧に供するものとする。

(計画遵守義務等)

第44条 土地又は建物の占有者(占有者が
ない場合は、管理者とする。以下この章、
第77条及び別表において「占有者」とい
う。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄
物を可燃物、不燃物、資源物(再利用を目的
として分別して収集するものをいう。以下
同じ。)等に分別し、各別の容器、袋等に
収納して資源・ごみ集積所に排出する等
一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器、
袋等について、家庭廃棄物が飛散し、流出
し、及びその悪臭が発散しないようにする
とともに、当該家庭廃棄物を排出する資源
・ごみ集積所及び当該容器を常に清潔にし
ておかななければならない。

(資源物の収集禁止等)

第44条の2 区長が指定する事業者以外の
者は、資源・ごみ集積所に排出された特定
資源物(資源物のうち規則で定めるものを
いう。以下同じ。)を収集し、又は運搬し
てはならない。

2 区長は、区長が指定する事業者以外の者
が前項の規定に違反して特定資源物を収集
し、又は運搬したときは、その者に対し、
これらの行為を行わないよう命ずることが
できる。

3 前項の規定による命令については、墨田
区行政手続条例(平成7年墨田区条例第2
6号)第3章の規定は、適用しない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第52条 [略]

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般
廃棄物を可燃物、不燃物、資源物等に分別
して排出することを命じることができる。

第81条 次の各号のいずれかに該当する者
は、20万円以下の罰金に処する。

[略]

第44条の2第2項の規定による命令

[同左]

第44条 土地又は建物の占有者(占有者が
ない場合は、管理者とする。以下この章、
第77条及び別表において「占有者」とい
う。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄
物を可燃物、不燃物、資源(再利用を目的
として分別して収集するものをいう。以下
同じ。)等に分別し、各別の容器、袋等に
収納して所定の場所に持ち出すこと等一般
廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器、
袋等について、家庭廃棄物が飛散し、流出
し、及びその悪臭が発散しないようにする
とともに、当該容器、袋等及び当該容器、
袋等を持ち出しておく所定の場所を常に清
潔にしておかななければならない。

(資源の帰属等)

第44条の2 前条第1項に規定する所定の
場所のうち、区長が収集する場所に持ち出
された資源の所有権は、区に帰属する。こ
の場合において、区長が指定する事業者以
外の者は、当該資源を収集し、又は運搬し
てはならない。

[同左]

第52条 [略]

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般
廃棄物を可燃物、不燃物、資源等に分別し
て排出することを命じることができる。

第81条 次の各号の一に該当する者は、2
0万円以下の罰金に処する。

[略]

[新設]

<u>に違反した者</u>	
— 第52条(第59条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者	— (同左)
— 第55条(第59条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者	— (同左)
— 第60条第3項の規定による命令に違反した者	— (同左)

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第81条の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正後の第2条第9号に規定する家庭廃棄物等が排出され、かつ、現に区長が家庭廃棄物等を収集している場所については、この条例による改正後の第43条の2第1項及び第2項の規定により定められた資源・ごみ集積所とみなし、同条第1項の標識又は標示を設置するものとする。